

兵庫ユニバーサルツーリズム情報発信及び旅行商品造成に向けたファムトリップ実施業務委託仕様書

1 委託業務名

兵庫ユニバーサルツーリズム情報発信及び旅行商品造成に向けたファムトリップ実施業務

2 委託期間

契約締結の日から令和8年2月27日（金）まで

3 事業概要・目的

公益社団法人ひょうご観光本部（以下、「観光本部」という。）では、年齢や障害の有無等に関わらず誰もが兵庫県内の旅行を楽しめるよう、県内各地の事業者とともに各地域における普及啓発に加え、ユニバーサル対応の情報発信やユニバーサルツーリズム（以下、「UT」という。）の旅行商品化も向けた取組等を実施している。

本事業では、県内のUTに関する情報発信及び旅行商品造成に意欲的な旅行会社等を招聘したファムトリップを実施し、WEB、紙媒体を活用した情報発信や旅行商品造成につなげる。

4 業務の内容

上記の事業概要・目的を踏まえ、以下（１）から（４）の業務を遂行すること。業務の実施にあたっては、観光本部の承認のうえ、実施すること。

（１）基本業務

- ・UT推進に向けた業務活動計画及び方法を提案し、事前に観光本部と協議のうえで決定し業務を遂行すること。

- ・活動計画の策定にあたっては、連携する旅行会社等を具体的に示すとともに、具体的な活動量やスケジュール等を含めて企画提案、運営すること。

（２）旅行会社等の選定

- ・UTの推進という観点から、UTに関する情報発信及び旅行商品の造成を行ううえで有力かつ意欲的な旅行会社等を選定すること。

※選定にあたっては、旅行会社等の会社名、UTにおける取組状況、強み等具体的な根拠を示した上で提案をすること。

（３）ファムトリップの実施

UT推進に向け、車椅子利用者・3世代旅行等をターゲットとした情報発信及び旅行商品の造成に意欲的な旅行会社等を対象としたファムトリップを企画提案、運営すること。

ア モニターの選定・調整・連絡

- ・車椅子利用者、3世代旅行をテーマとして、マーケットインの視点からファムトリップで訪問する観光地等を評価できるモニターを1名以上招聘すること。
- ・招聘するモニターについて、想定する人材を具体的に提案すること。
- ・事前に観光本部と協議のうえで決定すること。

イ 旅行会社等の招聘・調整・連絡

- ・上記（２）で選定した旅行会社等のうち、ファムトリップ参加後にUTに関する情報発信や旅行商品の造成が期待できる旅行会社等3社（3名）以上を招聘すること。
- ・招聘する対象は、各社の企画担当者（以下、「被招聘者」という。）とすること。

- ・事前に観光本部と協議の上で決定すること。

ウ ファムトリップの企画・調整・手配・運営

- ・行程は1泊2日を想定しており、実施回数は1回とする。
- ・ファムトリップ開催場所については、兵庫県が実施する「ひょうごユニバーサルツーリズム推進エリア形成促進事業」※¹の採択を受けているエリアをめぐる行程を基本とし、訪問する観光スポット等についての選定理由を記載すること。
- ・交通の手配・調整を行うこと。専用車両の乗務員に係る宿泊・食事に要する費用、有料道路の利用料や駐車料金等は本事業費に含めること。
- ・モニター及び被招聘者の宿泊・食事の手配、調整を行うこと。宿泊施設は、「ひょうごユニバーサルなお宿」※²から選定することとし、夕・朝食付き1室1名を原則に、インターネット環境が整備された施設とすること。ただし、モニターの宿泊に関しては、障害特性等に応じて本人からの同意を得た場合に限り、介助者との同室（2名1室）も可能とする。
- ・移動及び宿泊に関して、モニターの障害特性に配慮した手配を行うこと。
- ・モニターに介助者等が必要な場合は、受託者において手配を行うこと。
- ・ファムトリップの検証結果の取りまとめを行う担当者を随行させること。
- ・観光コンテンツの体験料や施設入場料、参加者への保険等、ファムトリップの実施に必要な経費については本事業費に含めること。

※¹「ひょうごユニバーサルツーリズム推進エリア形成促進事業」とは、高齢者・障害者等による回遊性を高める「面」での取組を促進するため、地域を挙げてUTに取り組む観光地を「ひょうごユニバーサルツーリズム推進エリア」として指定し、地域ぐるみの取組をモデル的に支援する事業。

参考：「ひょうごユニバーサルツーリズム推進エリア形成促進事業」ホームページ
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr16/ut09.html>

※²「ひょうごユニバーサルなお宿」とは、UTの推進に積極的に取り組むことを宣言した宿泊施設を県が支援し、登録・情報発信する制度。

参考：「ひょうごユニバーサルなお宿」ホームページ
<https://www.hyogo-tourism.jp/universal/stay/>

(4) 情報発信・旅行商品造成等の実施

上記(3)で実施するファムトリップの内容等を参考に、UT推進に向けた情報発信及び旅行商品の造成に向けた取組を実施すること。

※情報発信については、掲載する媒体等を含めた具体的な実施方法を示したうえで提案すること。

(5) 報告業務

上記(3)のモニター及び被招聘者に対して、実施したファムトリップ等を内容とするアンケート調査やヒアリング等を実施し、本事業の効果を調査・分析するとともに、受託者及び被招聘者が実施した情報発信や旅行商品の造成に向けた取組等の実績について、後記の事業完了報告書の中で取りまとめること。アンケート調査の実施内容は観光本部と事前に調整すること。

5 成果物の提出等

(1) 成果物

受託者は、本事業が終了したとき、業務の実施期間、実施した業務の一覧等を記載した「事業完了報告書」、効果検証の結果並びに受託者及び被招聘者が実施した情報発信や旅行商品の造成に向けた取組等の実績の一覧を紙並びに電子媒体で観光本部に提出しなけ

ればならない。

なお、事業完了報告書については、分かりやすく作成するとともに、事前に観光本部職員の承認を受けること。

(2) 提出場所

公益社団法人ひょうご観光本部

(神戸市中央区中山手通5丁目10-1 兵庫県庁1号館7階)

(3) 提出期限

令和8年2月27日(金)

6 委託料の上限額

委託料の上限額は、3,399,000円(消費税及び地方消費税を含む)とし、委託料には業務実施に係るすべての費用を含むものとする。

7 留意事項等

- (1) 受託者は、業務期間はもとより期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報について、第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。また、業務の遂行について委託者に随時報告を行い、その指示に従うこと。
- (3) 受託者は、観光本部が貸与した資料等の複製、複写の可否及び返却等については、観光本部の指示に従うこと。
- (4) 受託者は、本事業公募に係るすべての書類、またその内容について、観光本部の許可なく譲渡、公開をしてはならない。
- (5) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。
- (6) 委託契約の締結
 - ア 契約に関する事務は観光本部で行う。
 - イ 観光本部は、選定された事業を提案した事業者と提案事業の実施方法等について協議・調整を行う。この際、双方で確認のうえ、提案内容に修正・変更を加える場合がある。
 - ウ 契約条項は、観光本部において示す。
 - エ 契約の相手方となる事業者は、契約金額が200万円を超える場合は、観光本部に対して、委託料の10分の1の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に観光本部を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合において、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。
- (7) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ観光本部の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (8) 契約の解除
 - ア 委託契約に記載の条項に違反があったとき、観光本部は契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしない若しくは支払った委託料の一部又は全額の返還を求める場合がある。
 - イ 上記①により契約を解除した場合、観光本部は損害賠償又は違約金を求める場合がある。
- (9) 委託費の支払いは、事業終了後に提出される実績報告書等に基づき、観光本部が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。
- (10) 本業務の実施において新たに発生する著作権については、著作人格権を除き、観光本

部に帰属するものとする。また、著作人格権についても、権利者は将来にわたり行使しないことを担保すること。

- (11) 本業務に使用する画像、映像、イラストその他の著作物について、第三者が権利を有する場合、第三者との間で発生する著作権等に関する手続や使用権料等は、すべて受託者が責任を持ち対応すること
- (12) その他、本業務仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ決定する。